## ◎新潟県告示第57号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月22日

新潟県知事 花角 英世

- 1 知事指定薬物の名称

  - (3) (8R) 1 (シクロプロパンカルボニル) N, N ジエチル 6 メチル 9, 10 ジデヒドロエルゴリン 8 カルボキサミド (通称名: 1 c P L S D) 及びその塩類
  - (4) メチル= 3 メチルー 2 [1 (ペント-4 エンー1 1 1 H 1 1 H 1 -
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められる ため。

3 指定の効力が発生する日 令和2年1月23日